



第59回定時株主総会 招集ご通知

日時 2026年6月25日(木曜日)午前10時
(受付開始:午前9時30分)

場所 広島市西区商工センター三丁目1番1号
広島サンプラザ 2階 天王の間
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

○目次

第59回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	3
連結計算書類	22
計算書類	37
監査報告書	48
(株主総会参考書類)	
第1号議案 剰余金処分の件	55
第2号議案 退任取締役に対する役員退職慰労金の 贈呈及び役員退職慰労金制度の廃止に伴う役 員退職慰労金打ち切り支給の件	56
第3号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対す る譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定 の件	58

証券コード 9895
(発送日) 2026年6月9日
(電子提供措置の開始日) 2026年6月3日

株 主 各 位

広島市西区商工センター四丁目6番8号
株式会社 コンセック
代表取締役社長 福田多喜二

第59回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第59回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.consec.co.jp>

(上記ウェブサイトアクセスいただき、新着情報より「第59回定時株主総会招集ご通知」を選択いただき、ご確認ください。)



また、電子提供措置事項は、上記当社ウェブサイトのほか、以下のウェブサイトにも掲載しておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/9895/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「コンセック」又は「コード」に当社証券コード「9895」(半角)を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)



なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年6月24日（水曜日）午後5時（営業時間終了時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 広島市西区商工センター三丁目1番1号
広島サンプラザ 2階 天王の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 1. 第59期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類、計算書類報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第59期連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金処分の件

第2号議案

退任取締役に対する役員退職慰労金の贈呈及び役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件

第3号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示が無い場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

当日は軽装（クールビズ）にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

# 事業報告

( 2025年4月1日から  
2026年3月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善を背景に個人消費は持ち直しの動きが見られ、設備投資も企業収益の改善やデジタル化・省力化投資の需要を受けて底堅く推移いたしました。一方で、物価上昇の継続や為替相場の変動、海外経済の減速懸念などが下押し要因として作用し、先行きは依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが主として属する土木建設業界においては、高速道路、ダム関連、橋梁関連のインフラ整備等の需要は引き続き堅調に推移しましたが、一方で人手不足や原材料の高騰等の影響が継続しており、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のなか、当社グループは各事業分野において、2025年5月に発表した中期経営計画に基づき改革も合わせ事業推進を行ってまいりました。今持てる力を最大限に発揮しつつ、「100年企業」を目指し、人的資本経営及びDX化に向けた投資等も行ってまいりました。また、昨年度譲渡した介護事業の売上減少分については挽回までには至りませんでした。

この結果、当連結会計年度の売上高は98億90百万円（前連結会計年度比4.0%減）となりました。営業損失は8百万円（前連結会計年度は営業損失3百万円）、経常利益は92百万円（前連結会計年度比128.2%増）となりました。特別利益として投資有価証券売却益など2億35百万円（前連結会計年度は投資有価証券売却益など76百万円）、また、特別損失として減損損失など3億42百万円（前連結会計年度は減損損失など2億20百万円）を計上したため、親会社株主に帰属する当期純損失は、1億41百万円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失2億8百万円）となりました。

事業区分別の概況は次のとおりとなっております。

[切削機具事業]

消耗品の売上が順調に推移し、売上高は36億41百万円（前連結会計年度比1.3%増）となりました。原材料等の高騰はあるものの、原価低減にも努め、セグメント利益（営業利益）は2億15百万円（前連結会計年度比3.7%増）となりました。

[特殊工事事業]

大型案件の受注が低調に推移したことなどが影響し、売上高は15億51百万円（前連結会計年度比5.2%減）となりました。原価低減に努め、セグメント利益（営業利益）は72百万円（前連結会計年度比69.8%増）となりました。

[建設・生活関連品事業]

提案営業活動と大口案件受注に注力しましたが、建築関連工事等が低調に推移したことの影響により、売上高は37億46百万円（前連結会計年度比2.4%減）となりました。原価高騰はあるものの、販売費及び一般管理費等の低減に努め、セグメント利益（営業利益）は1億41百万円（前連結会計年度比2.5%増）となりました。

[工場設備関連事業]

主要顧客からの受注が前年を下回り、またグループ化した子会社の売上も一部低調に推移したことにより、売上高は9億52百万円（前連結会計年度比9.8%減）となりました。原価低減に努めたものの、販売費及び一般管理費の高騰により、セグメント利益（営業利益）は67百万円（前連結会計年度比22.3%減）となりました。

なお、当連結会計年度における事業区分別の売上高は以下のとおりとなっております。

| 事業区分       | 売上高      | 構成比   | 前連結会計年度比 |
|------------|----------|-------|----------|
| 切削機具事業     | 3,641百万円 | 36.8% | 1.3%     |
| 特殊工事事業     | 1,551    | 15.7  | △5.2     |
| 建設・生活関連品事業 | 3,746    | 37.9  | △2.4     |
| 工場設備関連事業   | 952      | 9.6   | △9.8     |
| 合計         | 9,890    | 100.0 | △4.0     |

(注) 上記金額は外部顧客に対する売上高であり、セグメント間の内部売上高は含まれておりません。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1億58百万円で、その主なものは次のとおりであります。

(切削機具事業)

研究開発用の機材の取得等の26百万円であります。

(特殊工事事業)

機械類の取得及び工具類の更新等の8百万円であります。

(建設・生活関連品事業)

事業用の備品等の更新の6百万円であります。

(工場設備関連事業)

事業用建物の取得等による57百万円であります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として3億95百万円を調達しました。その他の増資又は社債発行等による資金調達は行っておりません。

#### (4) 財産及び損益の状況の推移

| 区 分                                                  | 第56期                | 第57期                | 第58期                | 第59期<br>(当連結会計年度)   |
|------------------------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
|                                                      | 2022年4月<br>～2023年3月 | 2023年4月<br>～2024年3月 | 2024年4月<br>～2025年3月 | 2025年4月<br>～2026年3月 |
| 売 上 高 (百万円)                                          | 9,696               | 10,380              | 10,297              | 9,890               |
| 経 常 利 益 (百万円)                                        | 100                 | 115                 | 40                  | 92                  |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は親会社株主<br>に帰属する当期純損失(△)<br>(百万円) | △2                  | 210                 | △208                | △141                |
| 1株当たり当期純利益又は<br>1株当たり当期純損失(△)<br>(円)                 | △1.28               | 117.23              | △116.67             | △80.37              |
| 総 資 産 (百万円)                                          | 11,640              | 12,578              | 11,963              | 12,367              |
| 純 資 産 (百万円)                                          | 7,723               | 8,238               | 8,140               | 8,142               |
| 1株当たり純資産 (円)                                         | 4,219.90            | 4,506.66            | 4,506.67            | 4,500.85            |

#### (5) 対処すべき課題

「中期経営計画2029」（第59期～第63期）の初年度となる2026年3月期（第59期）の当社グループ全体の売上高は98億90百万円、親会社株主に帰属する当期純損失は1億41百万円となり、2期連続で最終損益が赤字となる厳しい結果となりました。

売上高については、特殊工事業において受注力強化に取り組んできたものの、その効果を即時に反映できず、大型工事案件の受注が低調に推移いたしました。また、利益面については、原材料費の高騰や円安の影響のほか、人件費の増加、建物・設備等の維持管理コストが増加したことが利益を押し下げました。さらには、営業拠点を再編する過程で、収益性が低下した営業所や老朽化した賃貸物件について、減損損失3億40百万円を計上したことが主な要因と考えております。

今後の建設業界を取り巻く環境は、資材・原燃料価格の高騰や人手不足の常態化などに加え、長期金利の上昇、米国の通商政策の不透明感、日中関係や中東情勢の不安定化など、大変厳しい経営環境が続くものと予想されます。

このような経営環境のなか、当社グループは引き続き「中期経営計画2029」に基づき、グループ企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組んでまいります。

「切削機具事業」においては、コアドリル・ワイヤーソー等、主力製品のリニューアル・新製品を計画的に投入します。また、営業におけるマーケティング機能を強化し、研究開発に係る人員の増員・投資拡大を行うことで新たな製品カテゴリーの創出を図ってまいります。

「特殊工事事業」においては、切断穿孔工事に付帯する工事領域の一括受注に挑戦するとともに、受注力を強化して元請先に対する提案営業を推進してまいります。

「建設生活関連品事業」においては、情報収集機能の強化および提案プロセスの高度化を推進するほか、営業ネットワークの最適化、業務のIT化・事務処理の集中化することで営業コストをスリム化して収益性を改善いたします。

「工場設備関連事業」においては、原価管理プロセスの高度化によって収益性を高めるとともに、安定的な利益が確保できる受注体制を確立してまいります。

また、サステナビリティ経営の推進による持続可能社会への貢献並びに戦略的な人的資本投資・設備投資による強固な経営基盤を確立いたします。

当社グループは、これらの取り組みを確実に実行していくことにより、「中期経営計画2029」に掲げる目標経営指標の達成を目指してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はございません。

② 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金         | 当社の議決権比率           | 主要な事業内容                |
|--------------------|-------------|--------------------|------------------------|
| 祥建企業股份有限公司(台湾)     | 54,000千NTドル | 91.9%              | 穿孔・切削機具販売<br>特殊工事の施工   |
| 北斗電気工業株式会社         | 80,000千円    | 89.7%              | 自動制御盤等製造及び販売           |
| 株式会社木戸ボルト          | 10,000千円    | 100.0%<br>(100.0%) | ボルト・ナット販売              |
| ダーリン産業株式会社         | 10,000千円    | 100.0%<br>(100.0%) | 金属製品の塗装                |
| 南通康賽克工程工具有限公司(中国)  | 10,855千人民币  | 77.3%              | 切削機具の製造及び販売            |
| 南通康賽克半導体工具有限公司(中国) | 27,066千人民币  | 80.0%              | ダイヤモンド切削消耗品の<br>製造及び販売 |
| 山陰建設サービス株式会社       | 10,000千円    | 95.0%              | 特殊工事の施工                |
| 建設サービス島根株式会社       | 5,000千円     | 100.0%<br>(100.0%) | 特殊工事の施工                |
| 株式会社丸金建設           | 60,000千円    | 100.0%<br>(10.0%)  | 特殊工事の施工                |

(注) 当社の議決権比率の( )内は、間接所有割合で内数であります。

(7) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

| 事業区分       | 事業の内容                           |
|------------|---------------------------------|
| 切削機具事業     | 穿孔・切断機器、ダイヤモンド切削消耗品等の製造及び販売     |
| 特殊工事事業     | アンカー工事、コアボーリング・カッター工事、ワイヤーソー工事等 |
| 建設・生活関連品事業 | 建設機械・工具、住宅・OA機器、生活関連機器等の販売      |
| 工場設備関連事業   | 自動制御盤、配電盤等の製造及び販売               |

(8) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

① 当社

|        |                    |                         |
|--------|--------------------|-------------------------|
| 本 社    | 広島市西区商工センター四丁目6番8号 |                         |
| 31 拠 点 | 東 日 本              | 東京支店、札幌、秋田、仙台、西東京、横浜営業所 |
|        | 関 西                | 大阪支店、名古屋、金沢営業所          |
|        | 西 中 国              | 広島、東広島、岩国、山口 他4営業所      |
|        | 東 中 国 ・ 四          | 岡山、水島、福山、鳥取、高松、松山営業所    |
|        | 九 州                | 福岡、北九州、佐世保、熊本、鹿児島営業所    |
|        | そ の 他              | 広島工場、広島配送センター、貿易グループ    |

② 子会社

| 会 社 名          | 所 在 地          |
|----------------|----------------|
| 祥建企業股份有限公司     | (本社：台湾・新北市)    |
| 北斗電気工業株式会社     | (本社：広島県呉市)     |
| 株式会社木戸ボルト      | (本社：広島県呉市)     |
| ダーリン産業株式会社     | (本社：広島県東広島市)   |
| 南通康賽克工程工具有限公司  | (本社：中国・江蘇省南通市) |
| 南通康賽克半導体工具有限公司 | (本社：中国・江蘇省南通市) |
| 山陰建設サービス株式会社   | (本社：鳥取県米子市)    |
| 建設サービス島根株式会社   | (本社：島根県松江市)    |
| 株式会社丸金建設       | (本社：岡山県倉敷市)    |

(9) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

| 区 分     | 従 業 員 数  | 前連結会計年度比増減 |
|---------|----------|------------|
| 企 業 集 団 | 324(40)名 | △6(2)名     |
| 当 社     | 198(23)名 | △4(1)名     |

(注) 従業員数は就業人員(当社グループ外からの出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(契約社員)は( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

| 借 入 先             | 借 入 金 残 高 |
|-------------------|-----------|
| 株 式 会 社 広 島 銀 行   | 7億51百万円   |
| 株 式 会 社 も み じ 銀 行 | 2億82百万円   |

## 2. 会社の株式に関する事項 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 2,860,000株
- (2) 発行済株式の総数 1,864,011株
- (3) 株主数 3,658名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                       | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|----------|---------|
| 佐々木 秀 隆                     | 202,000株 | 11.5%   |
| 日 本 鋳 泉 株 式 会 社             | 169,900  | 9.7     |
| 公 益 財 団 法 人 秀 里 会           | 151,200  | 8.6     |
| 株 式 会 社 ラ イ フ ス テ ー ジ や ま と | 130,000  | 7.4     |
| コ ン セ ッ ク 従 業 員 持 株 会       | 76,215   | 4.3     |
| 朝 日 生 命 保 険 相 互 会 社         | 31,400   | 1.8     |
| 肥 田 亘                       | 30,000   | 1.7     |
| H M G J A P A N F U N D     | 30,000   | 1.7     |
| 松 浦 行 子                     | 29,100   | 1.7     |
| 明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社     | 28,560   | 1.6     |

- (注) 1. 当社は、自己株式を105,392株保有しておりますが、上記(3)株主数及び上記(4)大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式数を控除して計算しております。
3. 佐々木秀隆氏は、2026年2月28日に逝去されましたが、名義書換未了のため、株主名簿上の名義で記載しております。
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況該当事項はございません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はございません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                  |
|----------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 福田多喜二 | 事業本部統括部長<br>北斗電気工業株式会社代表取締役会長<br>株式会社木戸ボルト代表取締役会長<br>ダーリン産業株式会社代表取締役会長<br>山陰建設サービス株式会社代表取締役社長 |
| 専務取締役    | 三中達雄  | 第二事業本部長                                                                                       |
| 取締役      | 岡本浩一  | 管理本部長                                                                                         |
| 取締役      | 野田隆   | 工事事業本部長<br>株式会社丸金建設代表取締役社長                                                                    |
| 取締役      | 藤原光広  | 藤原光広税理士事務所所長<br>株式会社メンテックワールド社外監査役                                                            |
| 取締役      | 藤森敏彦  | 該当なし                                                                                          |
| 常勤監査役    | 竹本敏範  | 日本鉱泉株式会社取締役                                                                                   |
| 監査役      | 小松節子  | 株式会社メンテックワールド代表取締役社長                                                                          |
| 監査役      | 日野真裕美 | 山下・長井法律事務所所属 弁護士                                                                              |

- (注) 1. 取締役藤原光広氏及び取締役藤森敏彦氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小松節子氏及び監査役日野真裕美氏は、社外監査役であります。
3. 2025年6月25日開催の第58回定時株主総会において、藤森敏彦氏は新たに取締役に選任され就任されました。
4. 取締役会長佐々木秀隆氏は、2026年2月28日に逝去され、同日をもって退任いたしました。
5. 当社は、取締役藤原光広氏、取締役藤森敏彦氏、監査役小松節子氏及び監査役日野真裕美氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は全額当社が負担しております。

当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、監査役及び執行役員並びに子会社の取締役及び監査役であります。

なお、当該保険契約の内容の概要は、被保険者が、その職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであり、毎年12月に契約更新しております。次回更新時には同内容での更新を予定しております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区 分              | 報酬等の総額<br>(千円)    | 報酬等の種類別の総額(千円)    |             |            |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|-------------------|-------------------|-------------|------------|--------------|-----------------------|
|                  |                   | 基本報酬              | 業績連動<br>報酬等 | 非金銭<br>報酬等 | 退職慰労金        |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 89,755<br>(4,200) | 80,740<br>(4,200) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 9,015<br>(—) | 7<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 10,100<br>(3,600) | 9,600<br>(3,600)  | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 500<br>(—)   | 3<br>(2)              |
| 合 計<br>(うち社外役員)  | 99,855<br>(7,800) | 90,340<br>(7,800) | —<br>(—)    | —<br>(—)   | 9,515<br>(—) | 10<br>(4)             |

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。  
2. 上記「退職慰労金」の額は、当事業年度に係る退職慰労金の引当金繰入額であります。  
3. 当事業年度末の取締役の員数は6名、監査役の員数は3名であります。上記の対象となる役員の員数と相違しているのは、2026年2月28日逝去により退任した取締役1名を含んでいるためであります。

## ② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の第38回定時株主総会において月額15,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち社外取締役は0名)であります。

監査役の報酬限度額は、1989年6月23日開催の第22回定時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は2名であります。

## ③ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)を作成し、2021年2月10日開催の取締役会において決議いたしました。決定方針の概要は以下のとおりであります。

### [基本方針]

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての月額報酬及び退職慰労金とし、業績連動報酬等としての役員賞与により構成し、監督機能を担う社外取締役にについては、その職務に鑑み、固定報酬としての月額報酬のみを支払うこととしております。

- 1 取締役の個人別の報酬等(2に規定する業績連動報酬等を除く。)の額又はその算定方法の決定に関する方針

月額報酬：取締役会において定める「役員報酬賞与規程」に基づき運営し、各取締役への配分は職務、資格等を勘案して取締役会において決定しております。

退職慰労金：取締役会において定める「役員退職慰労金内規」に基づき運営し、役位別報酬月額・在任年数・役位別係数から算定し、同金額に規定の範囲内で功労加算することができることとしております。

2 業績連動報酬等に係る業績指標の内容及び当該業績連動報酬の額又は数の算定方法の決定に関する方針

役員賞与：取締役会において定める「役員報酬賞与規程」に基づき運営し、当期の連結業績に応じて算定した金額を株主総会に付議・承認を受け役員賞与を支給することとしております。各役員への配分額及び支給方法はその役員の地位や貢献度との見合において代表取締役が決定することとしております。なお、社外取締役には、支給しないこととしております。

3 上記1の報酬等の額、2の業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

役員報酬は、月額報酬（固定報酬）、退職慰労金（固定報酬）、役員賞与（業績連動報酬）で構成し、固定報酬と業績連動報酬の割合は概ね10：0から9：1のレンジで決定しております。なお、業績連動報酬である役員賞与は、連結税金等調整前当期純利益をベースとし、営業成績により支給しない場合もあります。

4 取締役に対し報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針  
基本（月額）報酬：毎月末日に支給することとしております。

退職慰労金：取締役の退任の都度、株主総会の決議後2か月以内に支給することとしております。

役員賞与：株主総会の決議後1か月以内に支給することとしております。ただし、営業成績により支給しない場合もあります。

5 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任することとするときは、次に掲げる事項

(1) 当該委任を受ける者の氏名又は当該株式会社における地位若しくは担当

代表取締役社長 福田 多喜二

(2) (1)の者に委任する権限の内容

役員賞与につき、各取締役への配分額及び支給方法の決定

- (3) (1)の者に(2)の権限を委任した理由、相当と判断する理由  
取締役会は、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう事前に社外取締役がその妥当性等について確認しております。
- (4) (1)の者により(2)の権限が適切に行使されるようにするための措置を講ずることとするときは、その内容  
取締役会において定めた「役員報酬賞与規程」に基づき、運営しております。

**④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由**

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の決定方針及び決定された報酬等の内容が上記決定方針と整合していることを確認しており、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

**(4) 社外役員に関する事項**

**① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係**

取締役藤原光広氏は、藤原光広税理士事務所の所長であります。当社と藤原光広税理士事務所の間には特別の関係はありません。

監査役小松節子氏は、株式会社メンテックワールドの代表取締役社長であり、当社と株式会社メンテックワールドの間には売上取引及び仕入取引がありますが、直近事業年度における当社の売上及び仕入に占める割合はそれぞれ僅少であります。

監査役日野真裕美氏は、山下・長井法律事務所所属の弁護士であります。当社と山下・長井法律事務所の間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役藤原光広氏は、株式会社メンテックワールドの社外監査役であります。当社と株式会社メンテックワールドとの間には売上取引及び仕入取引がありますが、直近事業年度における当社の売上及び仕入に占める割合はそれぞれ僅少であります。

③ 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者との親族関係

該当事項はございません。

④ 当事業年度における主な活動状況

|           | 出席状況、発言状況及び<br>社外取締役にて期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                          |
|-----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 藤原光広  | 当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回に出席しました。税理士としての専門的見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しております。 |
| 取締役 藤森敏彦  | 2025年6月25日就任以降に開催された取締役会6回のうち6回に出席しました。企業経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、経営戦略及びコーポレート・ガバナンスの観点から適宜発言を行っております。                                                |
| 監査役 小松節子  | 当事業年度に開催された取締役会8回のうち6回に、監査役会9回のうち8回に出席しました。経営者としての豊富な経験と高い見識に基づき、全般的見地から妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                              |
| 監査役 日野真裕美 | 当事業年度に開催された取締役会8回のうち8回に、監査役会9回のうち9回に出席しました。弁護士としての専門的見地から妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。                                                             |

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 会計監査人の報酬等の額

| 区 分                             | 報 酬 等 の 額 |
|---------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額             | 30,000千円  |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 32,000千円  |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)である改正リース会計基準に伴う指導助言業務についての対価を支払っております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

[基本的な考え方]

当社は、変化する建設・土木市場のニーズに迅速に対応する独自の専門機械を開発・製造・販売し、これらの機器を用いた特殊技術工法をもって業界発展につくすことを目的とし、機動的な経営体質の確立と経営管理機能の充実を図っております。この目的に基づき当社及び当社グループの業務の適正を確保する体制を整備・運用し、継続的な見直し改善等により内部統制システムの充実を図ることを基本方針としております。

### (1) 当社及び子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制並びに子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社及び当社グループの取締役・使用人は、法令・定款及び社会規範を遵守した業務執行を行うこととしております。

取締役会は経営の基本方針や重要事項の決定を行うとともに取締役の職務の執行を監督し、取締役は業務の執行状況に関する報告を行い、他の取締役の職務の執行状況を相互に監視することとしております。また、子会社の取締役を兼務する当社取締役は、子会社の取締役等の業務の執行状況を当社取締役会にて報告を行っております。

当社グループ取締役及び執行役員等を構成員とする経営会議を設置し、取締役会の意思決定に基づき経営方針の徹底並びに業務執行の協議を行い、適切かつ有効な業務の推進を図っております。

代表取締役直轄によるコンプライアンス委員会はコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同委員会を中心に社内教育等の必要な活動を行い、内部監査室と連携の上、コンプライアンスの状況を監査しております。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告され、法令遵守意識の向上を図っております。

監査役は法令に定める権限を行使し、会計監査人及びコンプライアンス委員会と連携して取締役の職務の執行の適法性、妥当性及び効率性について監査を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

文書取扱規程に従い、取締役の職務執行に係る取締役会議事録、稟議書類等当該情報について厳格に管理し、取締役及び監査役は、文書取扱規程により、常時これらの文書を閲覧できるものとしております。

(3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質及び情報セキュリティ等に係るリスクについては、当社及び子会社におけるそれぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織的横断的リスク状況の監視及び全社的対応はコンプライアンス委員会が行っております。

(4) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、当社及び子会社における業務担当取締役はその目標達成のために、各部門の具体的な目標及び会社の権限の配分・意思決定ルールに基づく権限配分を含めた効率的な達成の方法を定めております。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループの事業ごとに、責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与えており、コンプライアンス委員会はこれらを横断的に管理しております。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査部門所属の社員等に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務の必要な命令を受けた社員は、その命令に関して、取締役及び内部監査室責任者等の指揮命令を受けないものとしております。

- (7) 取締役又は使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役又は使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、コンプライアンス内部通報システムによる通報状況及びその内容を速やかに報告することとし、監査役又は監査役会から業務執行に関する事項について説明又は文書の閲覧を求められたときは速やかにこれに応じております。

監査役に報告を行った者に対しては、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底しております。

- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項及びその他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払等を請求したときは、当該監査役職務の執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用又は債務の処理を行っております。また、監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定しております。

- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムを構築し、システムが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

#### (10) 反社会的勢力の排除に向けた体制

当社及び当社グループは、社会的秩序や健全な企業活動を脅かす反社会的勢力及び団体とは一切の関わりを持たず、不当要求を受けた場合は関係行政機関、団体及び弁護士と連携し、組織的に毅然とした姿勢で対応します。

[社内体制の整備状況]

- ・ 社内に不当要求防止責任者を設置し、組織的に対応しております。
- ・ 外部の関係専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報収集をしております。
- ・ 関係行政機関の講習を受講し、対応マニュアルを常置しております。

#### (11) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社グループは、「内部統制システムの構築に関する基本方針」を基に取り組み、適宜、内容の見直しを行っております。コンプライアンス委員会において、経営上のリスクを抽出し必要に応じて社内規定等の見直しを行っており、適切な内部統制システムの運用を図っております。また、コンプライアンス意識の向上を図るため、役職員を対象に研修を実施するほか、内部通報制度の理解・浸透を目的として、社内掲示板への掲示を行っております。当連結会計年度においては、コンプライアンス委員会を4回開催いたしました。

また、当社役員と子会社役員とで経営会議を2回開催し、迅速な意思決定による経営の機動力の確保に努め、併せて、インサイダー取引防止のための教育や個人情報に関する教育等を行い、コンプライアンスに関する意識の向上に努めてまいりました。

~~~~~  
本事業報告に記載の金額及び比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	5,655,796	流動負債	2,961,638
現金及び預金	1,973,443	支払手形及び買掛金	780,265
受取手形、売掛金及び契約資産	1,509,366	電子記録債務	570,047
電子記録債権	345,474	短期借入金	1,212,720
商品及び製品	1,118,330	未払法人税等	105,419
仕掛品	49,111	賞与引当金	112,453
原材料及び貯蔵品	536,059	完成工事補償引当金	222
その他	127,825	その他	180,511
貸倒引当金	△3,812	固定負債	1,263,378
固定資産	6,711,636	長期借入金	526,173
有形固定資産	4,044,990	役員退職慰労引当金	172,317
建物及び構築物	860,083	退職給付に係る負債	234,240
機械装置	72,108	繰延税金負債	300,571
土地	3,024,444	その他	30,076
その他	88,355	負債合計	4,225,016
無形固定資産	135,925	(純資産の部)	
のれん	19,261	株主資本	6,946,648
その他	116,665	資本金	4,090,270
投資その他の資産	2,530,721	資本剰余金	2,582,420
投資有価証券	1,619,833	利益剰余金	414,763
繰延税金資産	9,682	自己株式	△140,805
退職給付に係る資産	700,523	その他の包括利益累計額	968,631
その他	214,650	その他有価証券評価差額金	464,430
貸倒引当金	△13,966	為替換算調整勘定	271,089
資産合計	12,367,432	退職給付に係る調整累計額	233,112
		非支配株主持分	227,138
		純資産合計	8,142,416
		負債・純資産合計	12,367,432

(注) 千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

連結損益計算書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売上高		9,889,984
売上原価		7,470,991
売上総利益		2,418,994
販売費及び一般管理費		2,426,836
営業損失		7,842
営業外収益		122,075
受取利息	5,269	
受取配当金	63,691	
受取家賃	13,819	
受取手数料	5,367	
保険解約返戻金	12,519	
その他	21,410	
営業外費用		22,017
支払利息	14,581	
為替差損	3,328	
その他	4,109	
経常利益		92,216
特別利益		235,418
固定資産売却益	111	
投資有価証券売却益	235,307	
特別損失		341,681
固定資産売却除却損	1,404	
投資有価証券評価損	157	
減損損失	340,119	
税金等調整前当期純損失		14,047
法人税、住民税及び事業税		99,684
法人税等調整額		18,604
当期純損失		132,335
非支配株主に帰属する当期純利益		9,018
親会社株主に帰属する当期純損失		141,353

(注) 千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
2025年4月1日 期首残高	4,090,270	2,582,420	603,613	△140,635	7,135,669
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△47,497		△47,497
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)			△141,353		△141,353
自 己 株 式 の 取 得				△171	△171
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	△188,850	△171	△189,021
2026年3月31日 期末残高	4,090,270	2,582,420	414,763	△140,805	6,946,648

	その他の包括利益累計額				非 支 配 株 主 分	純 資 産 合 計
	その他有 価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る調 整累計額	その他の 包括利益 累計額 合 計		
2025年4月1日 期首残高	400,886	245,251	146,137	792,274	212,405	8,140,348
連結会計年度中の変動額						
剰 余 金 の 配 当						△47,497
親会社株主に帰属する 当期純損失 (△)						△141,353
自 己 株 式 の 取 得						△171
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	63,543	25,838	86,975	176,356	14,733	191,089
連結会計年度中の変動額合計	63,543	25,838	86,975	176,356	14,733	2,068
2026年3月31日 期末残高	464,430	271,089	233,112	968,631	227,138	8,142,416

(注) 千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 9社（子会社は全て連結しております。）

連結子会社の名称

- ・ 祥建企業股份有限公司
- ・ 北斗電気工業株式会社
- ・ 南通康賽克工程工具有限公司
- ・ 南通康賽克半導体工具有限公司
- ・ 山陰建設サービス株式会社
- ・ 建設サービス島根株式会社
- ・ 株式会社木戸ボルト
- ・ ダーリン産業株式会社
- ・ 株式会社丸金建設

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社の数 1社

持分法適用の関連会社の名称 ・ 南通偉秀精密機械有限公司

② 持分法適用会社の決算日は、連結決算日と異なる12月31日であり、同日現在の計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

祥建企業股份有限公司、南通康賽克工程工具有限公司、南通康賽克半導体工具有限公司及び株式会社丸金建設の決算日は12月31日、また、北斗電気工業株式会社、山陰建設サービス株式会社、建設サービス島根株式会社、株式会社木戸ボルト及びダーリン産業株式会社の決算日は1月31日であります。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

棚卸資産

棚卸資産……………主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法を採用しております。

（リース資産を除く。） なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～39年

無形固定資産……………ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産……………リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保に備えるため、過去の実績に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

⑤のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、5年間の定額法により償却を行っております。

⑥重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

- ステップ1 : 顧客との契約を識別する。
- ステップ2 : 契約における履行義務を識別する。
- ステップ3 : 取引価格を算定する。
- ステップ4 : 契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5 : 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(切削機具事業)

切削機具事業については、当社及び在外子会社が、主として穿孔・切断機器、ダイヤモンド切削消耗品、特注機及び切削関連機具等の切削機具の製造販売を国内、海外の法人顧客向けに行っております。

当社及び在外子会社は、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した切削機具の引渡しを履行義務として識別しております。受注書類における引渡しの条件を勘案した結果、切削機具に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは、国内取引においては顧客検収時点であり、輸出取引においては船積時点であると判断しております。なお、国内取引については、出荷時点から顧客検収時点までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

切削機具事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価から値引きを控除した金額で測定しております。対価は、財の引渡しから短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(特殊工事事業)

特殊工事事業については、当社及び国内子会社が、アンカー工事、ダイヤ穿孔・切断工事などの各種特殊工事を国内の法人顧客から請け負っております。

当社及び国内子会社は、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した特殊工事の施工を履行義務として識別しております。受注書類における請負工事の条件を勘案した結果、履行義務は契約期間にわたり充足されると判断しております。

特殊工事事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価のうち、顧客に検収を受けた履行完了部分を進捗度として見積り、進捗度に応じて測定し、収益を認識しております。また、対価は、顧客の検収から短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(建設・生活関連品事業)

建設・生活関連品事業については、当社及び在外子会社が、主として建設機械・工具、建設資材、住宅・OA機器及び生活関連機器等の建設・生活関連品の仕入販売を国内、海外の法人顧客向けに行っております。

当社及び在外子会社は、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した建設・生活関連品の引渡しを履行義務として識別しております。受注書類における引渡しの条件を勘案した結果、建設・生活関連品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは、国内取引においては顧客検収時点であり、輸出取引においては船積時点であると判断しております。なお、国内取引については、出荷時点から顧客検収時点までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

建設・生活関連品事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価から値引きを控除した金額で測定しております。対価は、財の引渡しから短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(工場設備関連事業)

工場設備関連事業については、当社の国内子会社が、主として自動制御盤や配電盤等の工場設備の製造販売を主に国内の法人顧客向けに行っております。

当社子会社は、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した工場設備の引渡しを履行義務として識別しております。受注書類における引渡しの条件を勘案した結果、工場設備に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは工場設備の顧客検収時点であると判断しております。

工場設備関連事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価で測定しております。対価は、財の引渡しから短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

⑦その他連結計算書類の作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理方法

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）により均等償却しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定率法によりそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理しております。

ハ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整のうえ、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

控除対象外消費税の会計処理

控除対象外消費税は、発生年度の費用として処理しております。

2. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。(単位：千円)

	切削機具事業	特殊工事業	建設・生活 関連品事業	工場設備 関連事業	合計
穿孔・切断機器	967,900	—	—	—	967,900
ダイヤモンド 切削消耗品	1,033,472	—	—	—	1,033,472
特注機及び 切削関連機具	1,640,081	—	—	—	1,640,081
特殊工事	—	1,550,716	—	—	1,550,716
建設機械・工具	—	—	693,449	—	693,449
建設資材	—	—	2,783,124	—	2,783,124
住宅・OA機器 及び生活関連機器	—	—	206,242	—	206,242
工場設備	—	—	—	951,858	951,858
顧客との契約から 生じる収益	3,641,452	1,550,716	3,682,815	951,858	9,826,841

収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。(単位：千円)

	切削機具事業	特殊工事業	建設・生活 関連品事業	工場設備 関連事業	合計
一時点で移転される 財又はサービス	3,641,452	—	3,682,815	951,858	8,276,126
一定期間にわたり 移転される 財又はサービス	—	1,550,716	—	—	1,550,716
顧客との契約から 生じる収益	3,641,452	1,550,716	3,682,815	951,858	9,826,841

各事業の分解情報と売上高との関係は以下のとおりであります。(単位：千円)

	切削機具事業	特殊工事業	建設・生活 関連品事業	工場設備 関連事業	合計
顧客との契約から 生じる収益	3,641,452	1,550,716	3,682,815	951,858	9,826,841
その他の収益	—	—	63,143	—	63,143
売上高	3,641,452	1,550,716	3,745,959	951,858	9,889,984

(注) その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく賃貸収入等であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
「会計方針に関する事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりでありま
す。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の残高は以下のとおりです。

顧客との契約から生じた債権	1,817,534千円
契約資産	37,306千円
契約負債	14,700千円

(注) 連結貸借対照表において、顧客との契約から生じた債権及び契約資産は「受取手形、売掛
金及び契約資産」及び「電子記録債権」に含まれており、契約負債は、流動負債の「その
他」に含まれております。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義
務から認識した収益の額に重要性はありません。

契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件となった時点で顧客との契
約から生じた債権に振り替えられます。契約負債は、顧客との契約について契約条件に基
づき顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額
は、11,200千円であります。

残存履行義務に配分した取引価格

当社及び当社子会社においては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引が
ないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

3. 会計上の見積りに関する注記

有形固定資産の減損

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	4,044,990千円
うち賃貸等不動産	1,106,051千円
減損損失	340,119千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

業績の落ち込みや市場価格の著しい下落等により、減損の兆候があると認められる場合は、各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として認識いたします。この将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績や今後の市場予測を基礎とした営業利益の将来予測に基づいて算定しております。当連結会計年度においては、収益性の低下や、原材料価格の高騰やエネルギー価格の高騰の影響等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産グループが認められ、340,119千円の減損損失を計上しております。また、当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した有形固定資産4,044,990千円（うち賃貸等不動産1,106,051千円）には、時価が帳簿価額を下回っている資産グループが含まれており、減損の兆候が認められるものがあります。

原材料価格の高騰やエネルギー価格の高騰による影響は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、当社の市場予測に影響を及ぼす可能性があります。これらの影響につきましては、当連結会計年度末で入手可能な情報に基づき、2027年3月期を通して継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

業績の将来予測には主観的な判断や立証が困難な不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれることになり、将来の業績予測を下回った場合、翌連結会計年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物及び構築物	372,208千円
土地	1,682,222千円
計	2,054,430千円

②担保に係る債務

短期借入金	428,356千円
長期借入金	117,800千円
計	546,156千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,184,282千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	1,864,011株	—	—	1,864,011株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	104,854株	538株	—	105,392株

(注) 自己株式の増加株式数138株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。400株は従業員持株会向け譲渡制限付株式インセンティブ制度に基づく権利失効に伴う無償取得であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2025年6月25日開催の第58回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 47,497千円
- ・ 1株当たり配当額 27円
- ・ 基準日 2025年3月31日
- ・ 効力発生日 2025年6月26日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

2026年6月25日開催予定の第59回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 47,483千円
- ・ 1株当たり配当額 27円
- ・ 基準日 2026年3月31日
- ・ 効力発生日 2026年6月26日

なお、配当原資については、資本剰余金とすることを予定しております。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金については市場金利の動向により、変動金利と固定金利のバランスを考慮して長期借入金（銀行借入）で調達しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金については期限が一年以内の短期借入金（銀行借入）で調達しております。

②金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である「受取手形、売掛金及び契約資産」及び「電子記録債権」は、顧客の信用リスクに晒されております。

「投資有価証券」は、主に純投資目的の株式並びに債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である「支払手形及び買掛金」及び「電子記録債務」は、その殆どが2カ月以内の支払期日であります。

借入金のうち長期借入金については、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。当社グループは、変動金利と固定金利で資金を調達しているため、変動金利によるものは金利変動リスクに晒されております。

③金融商品に係るリスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について各事業部門と管理本部が連携し、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて同様の管理を行っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

「投資有価証券」については、定期的に、時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、当社は、長期借入金の返済期限を平均5年としております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、資金担当部門が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

連結子会社についても、当社に準じて流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額 0千円）は、「投資有価証券」には含めておりません。また、現金は注記を省略しており、預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形及び買掛金」、「電子記録債務」、「短期借入金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	1,619,833千円	1,619,833千円	—
長期借入金	783,893千円	766,827千円	△17,066千円

(注) 金融商品の時価の算定に用いた評価方法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

投資有価証券

投資有価証券の時価について、上場株式等は取引所の価格によっており、レベル1の時価に分類しております。債券及び非上場の投資信託等は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格を参考にし、自社で検討したうえで算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

当社は、広島市その他の地域において、賃貸用の事務所（土地を含む）等を有しております。2026年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸利益は17,414千円（賃貸収益は営業収益に、これに対応する減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等賃貸費用は営業費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当連結会計年度増減額及び時価は次のとおりであります。

連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額			当連結会計年度末の時価
当連結会計年度期首残高	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末残高	
1,236,391千円	△130,341千円	1,106,051千円	774,981千円

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

(注3) 当連結会計年度における主な増減額は、減損損失による105,368千円等によるものであります。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	4,500円85銭
1株当たり当期純損失	80円37銭

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	3,484,388	流 動 負 債	2,238,619
現金及び預金	656,531	支払手形	2,935
受取手形	71,806	電子記録債権	392,586
電子記録債権	287,844	買掛金	553,210
売掛金	1,067,680	工事未払金	22,362
完成工事未収入金	64,669	短期借入金	1,016,792
商品	261,042	未払金	29,601
原材料	782,733	未払法人税等	63,545
貯蔵品	189,029	預り金	24,740
前払費用	13,580	賞与引当金	84,000
関係会社貸付金	64,340	完成工事補償引当金	222
その他の貸倒引当金	3,600	その他	48,627
固定資産	6,455,402	固 定 負 債	918,022
有形固定資産	3,675,370	長期借入金	379,711
建物	671,184	繰延税金負債	179,472
構築物	35,859	退職給付引当金	223,703
機械及び装置	5,225	役員退職慰労引当金	112,361
車両運搬具	8,862	その他	22,775
工具器具備品	47,522	負 債 合 計	3,156,642
土地	2,904,079	(純資産の部)	
建設仮勘定	2,640	株 主 資 本	6,385,246
無形固定資産	111,321	資 本 金	4,090,270
電話加入権	18,322	資 本 剰 余 金	2,610,287
ソフトウェア	17,449	資本準備金	1,051,970
ソフトウェア勘定	75,550	その他資本剰余金	1,558,317
投資その他の資産	2,668,711	利 益 剰 余 金	△174,506
投資有価証券	1,311,394	繰越利益剰余金	△174,506
関係会社株式	368,550	自 己 株 式	△140,805
出資金	16,380	評価・換算差額等	397,902
関係会社出資金	446,302	その他有価証券評価差額金	397,902
関係会社長期貸付金	43,300	純 資 産 合 計	6,783,148
長期前払費用	17,090	負債・純資産合計	9,939,790
前払年金費用	371,174		
保険積立金	50,650		
更生債権等	13,334		
その他の貸倒引当金	44,487		
貸倒引当金	△13,951		
資 産 合 計	9,939,790		

(注) 千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		7,966,454
商 品 製 品 売 上 高	7,289,075	
完 成 工 事 高	614,236	
施 設 賃 貸 収 入	63,143	
売 上 原 価		6,127,177
商 品 製 品 売 上 原 価	5,557,711	
完 成 工 事 原 価	569,466	
売 上 総 利 益		1,839,277
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,994,766
営 業 損 失		155,489
営 業 外 収 益		144,131
受 取 利 息	3,841	
受 取 配 当 金	105,697	
受 取 家 賃	12,245	
受 取 手 数 料	5,345	
そ の 他	17,003	
営 業 外 費 用		15,711
支 払 利 息	11,007	
そ の 他	4,703	
経 常 損 失		27,068
特 別 利 益		233,778
投 資 有 価 証 券 売 却 益	233,778	
特 別 損 失		340,949
固 定 資 産 売 却 除 却 損	673	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	157	
減 損	340,119	
税 引 前 当 期 純 損 失		134,239
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		46,195
法 人 税 等 調 整 額		18,605
当 期 純 損 失		199,040

(注) 千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金		
2025年4月1日 期首 残 高	4,090,270	2,551,970	58,317	72,031	△140,635	6,631,954
事業年度中の変動額						
剰余金の配当				△47,497		△47,497
当期純損失(△)				△199,040		△199,040
自己株式の取得					△171	△171
準備金から 剰余金への振替		△1,500,000	1,500,000			-
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)						
事業年度中の変動額合計	-	△1,500,000	1,500,000	△246,537	△171	△246,708
2026年3月31日 期末 残 高	4,090,270	1,051,970	1,558,317	△174,506	△140,805	6,385,246

	評価・換算 差 額 等	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
2025年4月1日 期首 残 高	372,366	7,004,320
事業年度中の変動額		
剰余金の配当		△47,497
当期純損失(△)		△199,040
自己株式の取得		△171
準備金から 剰余金への振替		-
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額(純額)	25,536	25,536
事業年度中の変動額合計	25,536	△221,172
2026年3月31日 期末 残 高	397,902	6,783,148

(注) 千円未満の金額は、四捨五入で表示しております。また合計金額は必ずしも一致しません。

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……………移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券……………市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産……………主として月次総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～39年

構築物 15～20年

工具器具備品 2～8年

無形固定資産（リース資産を除く。）

ソフトウェア……………社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金の計上基準

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金の計上基準

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

③完成工事補償引当金の計上基準

完成工事に係るかし担保に備えるため、過去の実績に基づき計上しております。

④退職給付引当金の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

イ 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）により均等償却しております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の残存勤務年数以内の一定の年数（7年）による定率法により、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

⑤役員退職慰労引当金の計上基準

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、以下の5ステップアプローチに基づき、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

ステップ1 : 顧客との契約を識別する。

ステップ2 : 契約における履行義務を識別する。

ステップ3 : 取引価格を算定する。

ステップ4 : 契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5 : 履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(切削機具事業)

切削機具事業については、主として穿孔・切断機器、ダイヤモンド切削消耗品、特注機及び切削関連機具等の切削機具の製造販売を国内、海外の法人顧客向けに行っております。

取引に際しては、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した切削機具の引渡しを履行義務として識別しております。受注書類における引渡しの条件を勘案した結果、切削機具に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは、国内取引においては顧客検収時点であり、輸出取引においては船積時点と判断しております。なお、国内取引については、出荷時点から顧客検収時点までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

切削機具事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価から値引きを控除した金額で測定しております。対価は、財の引渡しから短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(特殊工事業)

特殊工事業については、アンカー工事、ダイヤ穿孔・切断工事などの各種特殊工事を国内の法人顧客から請け負っております。

取引に際しては、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した特殊工事の施工を履行義務として識別しております。受注書類における請負工事の条件を勘案した結果、履行義務は契約期間に渡り充足されると判断しております。

特殊工事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価のうち、顧客に検収を受けた履行完了部分を進捗度として見積り、進捗度に応じて測定し、収益を認識しております。また、対価は、顧客の検収から短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(建設・生活関連品事業)

建設・生活関連品事業については、主として建設機械・工具、建設資材、住宅・OA機器及び生活関連機器等の建設・生活関連品の仕入販売を国内の法人顧客向けに行っております。

取引に際しては、顧客と受注書類を交わして合意しており、受注した建設・生活関連品の引渡しを履行義務として識別しております。受注書類における引渡しの条件を勘案した結果、建設・生活関連品に対する支配を顧客に移転して履行義務を充足するのは、顧客検収時点と判断しております。なお、取引については、出荷時点から顧客検収時点までの期間が通常の期間であるため、出荷時に収益を認識しております。

建設・生活関連品事業に係る売上高は、顧客と合意した受注書類において約束された対価から値引きを控除した金額で測定しております。対価は、財の引渡しから短期間のうちに受領することから、金融要素に係る調整は行っておりません。また、顧客との間に重要な返品に係る契約はありません。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

②退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識教理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理方法は、連結貸借対照表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項」の「重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 会計上の見積りに関する注記

有形固定資産の減損

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した金額

有形固定資産	3,675,370千円
うち賃貸等不動産	1,106,051千円
減損損失	340,119千円

(2) 会計上の見積りの内容に関する情報

業績の落ち込みや市場価格の著しい下落等により、減損の兆候があると認められる場合は、各資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定しております。判定の結果、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該帳簿価額の減少額を減損損失として認識いたします。この将来キャッシュ・フローの見積りは、過年度の実績や今後の市場予測を基礎とした営業利益の将来予測に基づいて算定しております。当事業年度においては、収益性の低下や、原材料価格の高騰やエネルギー価格の高騰の影響等により、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る資産グループが認められ、340,119千円の減損損失を計上しております。また、当事業年度に係る計算書類に計上した有形固定資産3,675,370千円（うち賃貸等不動産1,106,051千円）には、時価が帳簿価額を下回っている資産グループが含まれており、減損の兆候が認められるものがあります。

原材料価格の高騰やエネルギー価格の高騰による影響は、経済や企業活動に広範な影響を与える事象であり、当社の市場予測に影響を及ぼす可能性があります。これらの影響につきましては、当事業年度末で入手可能な情報に基づき、2027年3月期を通して継続するものと仮定し、会計上の見積りを行っております。

業績の将来予測には主観的な判断や立証が困難な不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれることになり、将来の業績予測を下回った場合、翌事業年度において減損損失の計上が必要となる可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

建物	363,833千円
土地	1,634,901千円
計	1,998,734千円

②担保に係る債務

短期借入金	421,696千円
長期借入金	106,680千円
計	528,376千円

(2) 保証債務

祥建企業股份有限公司	140,000千円
------------	-----------

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

3,110,748千円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務（区分表示したものを除く。）

短期金銭債権	113,253千円
短期金銭債務	84,634千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 売上高	250,598千円
② 営業費用	707,800千円
③ 営業取引以外の取引による取引高	53,876千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	105,392株
------	----------

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	賞与引当金	26,376千円
	未払事業税	9,146千円
	繰越欠損金	192,799千円
	退職給付引当金	70,243千円
	棚卸資産評価損	27,624千円
	貸倒引当金	4,691千円
	固定資産減損損失	386,574千円
	役員退職慰労引当金	35,281千円
	その他	44,300千円
	計	797,033千円
	評価性引当額	△683,663千円
	計	113,370千円
繰延税金負債	前払年金費用	116,549千円
	その他有価証券評価差額金	176,294千円
	計	292,842千円
	繰延税金負債の純額	179,472千円

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主

(単位：千円)

種類	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	日本鉱泉株式会社 (注1)	20,000	食料品製造業	被所有 直接 9.7	株主優待品の購入等	株主優待品の購入等 (注3)	18,048	買掛金	37

(注1) 日本鉱泉株式会社は、当社元取締役佐々木秀隆氏が議決権の100%を保有していましたが、佐々木秀隆氏は、2026年2月28日逝去により退任しております。取引金額には関連当事者であった期間の金額、残高には関連当事者でなくなった時点の残高を記載しております。

(注2) 取引金額は消費税等を含んでおりません。

(注3) 取引条件及び取引条件の決定方針
価格その他の取引条件は、原則として市場価格等を勘案して個別に協議の上、一般取引と同様に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,857円9銭
1株当たり当期純損失	113円17銭

10. その他の注記

退職給付引当金

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に備えるため、2011年7月1日より確定給付企業年金制度、退職一時金制度及び確定拠出制度を採用しております。

(2) 確定給付制度

①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,089,370千円
勤務費用	48,378千円
利息費用	19,964千円
数理計算上の差異の当期発生額	△60,163千円
退職給付の支払額	△78,876千円
退職給付債務の期末残高	<u>1,018,673千円</u>

②年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	1,367,999千円
期待運用収益	20,520千円
数理計算上の差異の当期発生額	126,270千円
事業主からの拠出額	47,838千円
退職給付の支払額	△56,669千円
年金資産の期末残高	<u>1,505,958千円</u>

③退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	805,435千円
年金資産	<u>△1,505,958千円</u>
	△700,523千円
非積立型制度の退職給付債務	213,238千円
未認識数理計算上の差異	<u>339,813千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△147,472千円</u>
退職給付引当金	223,703千円
前払年金費用	<u>△371,174千円</u>
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>△147,472千円</u>

④退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	48,378千円
利息費用	19,964千円
期待運用収益	△20,520千円
数理計算上の差異の損益処理額	<u>△59,648千円</u>
確定給付制度に係る退職給付費用	<u>△11,826千円</u>

⑤年金資産に関する事項

イ. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	27.7%
株式	36.7%
一般勘定	26.6%
その他	<u>9.0%</u>
合計	<u>100.0%</u>

ロ. 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑥数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表示しております。）

割引率	確定給付企業年金制度	2.5%	退職一時金制度	2.5%
長期期待運用収益率	1.5%			

(3) 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、6,940千円であります。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社 コンセック

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
広島事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉 田 秀 敏
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 平 岡 康 治

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コンセックの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コンセック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で

求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

株式会社 コンセック

取締役会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ

広島事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉 田 秀 敏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 平 岡 康 治

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コンセックの2025年4月1日から2026年3月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事

項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社コンセック 監査役会

常勤監査役 竹 本 敏 範 ㊞

社外監査役 小 松 節 子 ㊞

社外監査役 日 野 真 裕 美 ㊞

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

会社法第452条の規定に基づき、以下のとおり、その他資本剰余金を減少させて繰越利益剰余金を増加させ、欠損の補填に充てたいと存じます。

- | | |
|---------------------|--------------|
| (1) 減少する剰余金の項目及びその額 | |
| その他資本剰余金 | 174,506,137円 |
| (2) 増加する剰余金の項目及びその額 | |
| 繰越利益剰余金 | 174,506,137円 |

2. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益配分を最も重要な経営課題の一つとして認識しており、経営基盤の強化と財務体質の健全性を勘案しつつ、業績に応じた安定的な配当の継続を基本方針としております。

このような方針に基づき、第59期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。なお、配当原資についてはその他資本剰余金とすることを予定しております。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金27円とさせていただきたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は 47,482,713円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 退任取締役に対する役員退職慰労金の贈呈及び役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の件

取締役佐々木秀隆氏は、2026年2月28日に逝去され退任されました。また、取締役野田隆氏は、本株主総会終結の時をもって辞任により退任いたします。それぞれの在任中の功労に報いるため、当社役員退職慰労金内規に定める基準に従い、相当額の範囲内において役員退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、当社取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、本議案における役員退職慰労金の贈呈については、当社において予め当社取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び上記内規に沿ったものであり、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告13ページに記載のとおりであります。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
佐々木秀隆	2001年6月 当社代表取締役社長
	2015年6月 当社代表取締役会長
	2024年6月 当社取締役会長
	2026年2月 逝去により退任
野田隆	2023年6月 当社取締役(現任)

また、当社は、2026年5月14日開催の当社取締役会において、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、第3号議案「取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、本株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止することを決議いたしました。

これに伴い、本株主総会終結後も引き続き在任する取締役(社外取締役を除く。)3名及び監査役(社外監査役を除く)1名に対し、それぞれの本株主総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社役員退職慰労金内規に定める基準に従い、相当額の範囲内において役員退職慰労金を打ち切り支給することにいた

したいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役及び監査役の退任時とし、その具体的な金額、方法等は、取締役については当社取締役会、監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

また、本議案における役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給については、当社において予め当社取締役会で定められた取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針及び上記内規に定める基準に沿ったものであり、相当であると判断しております。

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は事業報告13ページに記載のとおりであります。

役員退職慰労金制度の廃止に伴う役員退職慰労金打ち切り支給の対象となる各取締役及び監査役の略歴は、次のとおりであります。

区分	氏名	略歴
取締役	福田多喜二	2002年6月 当社取締役
		2013年6月 当社専務取締役
		2015年6月 当社取締役社長
		2024年6月 当社代表取締役社長(現任)
	三中達雄	2007年6月 当社取締役
		2013年6月 当社常務取締役
2019年6月 当社専務取締役(現任)		
岡本浩一	2021年6月 当社取締役(現任)	
監査役	竹本敏範	2013年6月 当社監査役
		2016年6月 当社常勤監査役(現任)

第3号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬額は、2005年6月29日開催の当社第38回定時株主総会において、月額1,500万円以内（使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に對し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」という。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額の範囲内にて、対象取締役に對する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額750万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.38%程度（10年間に亘り、当該上限となる数の譲渡制限付株式を発行した場合における発行済株式総数に占める割合は3.76%程度）と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を取締役会において定めており、その概要は事業報告に記載のとおりであります。本議案及び第2号議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本株主総会終結後の当社取締役会において所要の変更を行うことを予定しております。

また、本株主総会終結後現在の当社の取締役は5名（うち社外取締役2名）であり、対象取締役は3名となります。

記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数7,000株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役及び執行役員いずれの地位からも退任する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記(1)の譲渡制限期間が満了した時点において下記(3)の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役又は執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

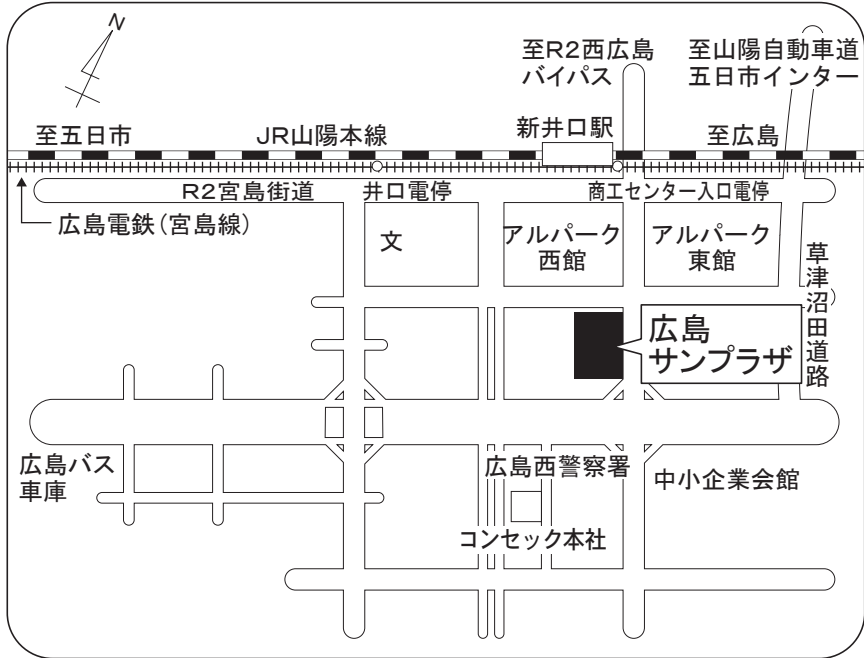
この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

以上

株主総会会場ご案内図



総会会場

広島市西区商工センター三丁目1番1号

広島サンプラザ 2階 天王の間

TEL (082) 278-5000

交通のご案内

- JR新井口駅から徒歩5分
- 広島電鉄(宮島線) 商工センター入口電停から徒歩5分
- アルパークバスセンターから徒歩3分